

## 学校感染症と出席停止の基準 (学校保健安全法施行規則第18・19条より)

	感染症名	潜伏期間	出席停止となる期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)		治癒するまで
第2種	インフルエンザ	1~4日	(発症日を0日とし、) 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	3~7日	(発症日を0日とし、) 発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	7~10日	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	8~12日	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	16~18日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好となるまで
	風疹	16~18日	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	14~16日	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	2~14日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	※	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	4日以内	
	コレラ	1~3日	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	1~3日	
	腸管出血性大腸菌感染症	10時間~6日	
	腸チフス	7~14日	
	パラチフス	7~14日	
	流行性角結膜炎	8~14日	
急性出血性結膜炎	1~3日		
その他の感染症	溶連菌感染症	2~5日	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	ウイルス性肝炎		
	手足口病	3~6日	
	伝染性紅斑	4~14日	
	ヘルパンギーナ	3~6日	
	マイコプラズマ感染症	2~3週間	
	感染性胃腸炎	1~3日	
	その他		

※ 2年以内、特に6か月以内に多い。数十年経って発病することもある。

